

愛媛県「三浦保」愛基金について

—基金の概要と申請時のポイント—

- 「三浦保」愛基金とは
- 助成概要
- 申請の流れ
- 申請時のポイント



愛媛県企画振興部政策企画局
総合政策課政策企画グループ

○愛媛県「三浦保」愛基金とは

- ・ 三浦工業(株)の創業者である、三浦保氏の「事業の成功は自分だけの力ではない。お世話になった社会へ恩返しをしたい」との御遺志を受け、同氏夫人の昭子氏から寄附の申し出をいただき、これを原資として創設した基金です。
- ・ 「環境保全・自然保護」「社会福祉の向上」「教育の振興」いずれかの分野に位置づけられ、地域課題の解決等につながる活動を後押しさせていただいています。

○助成概要

補助率	<ul style="list-style-type: none">・ 50万円までは補助率10/10（全額）・ 50万円を超える部分は補助率1/2以内 ※上限は125万円
対象団体	県内に事務所があり、おおむね1年以上継続して活動しているNPOや公益法人、ボランティア団体など（県内の学校において課外活動等を行うグループも対象）
補助対象経費	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、その他必要と認める経費。（ <u>事業に直接必要な経費</u> が対象です。）

※詳細は基金HP (<https://miura-aikikin.jp/publicoffer/>) をご覧ください。



○助成概要（対象となる事業）

分野	事業内容
環境保全 自然保護	<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化防止の推進に関する事業・循環型社会の構築に関する事業・自然環境の保全、又は親しむ活動に関する事業・環境配慮意識の醸成や環境配慮行動の促進に関する事業
社会福祉	<ul style="list-style-type: none">・高齢者または障がい者に対する福祉サービスや支援する活動に関する事業・子育て支援に関する事業・地域福祉活動に関する事業・その他社会福祉の向上に関する事業
教育振興	<ul style="list-style-type: none">・探究型学習の促進に関する事業・地域ぐるみでの教育振興に関する事業・各種体験活動の機会提供に関する事業・グローバル人材の育成に関する事業・デジタル人材の育成に関する事業・その他教育振興に関する事業

※次のグループは教育振興分野に応募してください。

小学校、中学校、高等学校（専攻科は除く）、中等教育学校、高等専門学校（第3学年まで）、特別支援学校において課外活動等を行うグループ（公立・私立は問わない。）

※応募は1団体1事業です。（複数の分野に応募することはできません。）



福島県三浦保育基金

○申請の流れ

①申込書の提出

愛媛県「三浦保」愛基金HP (<https://miura-aikikin.jp/publicoffer/>) より必要書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、手のひら県庁（電子申請システム）により提出。※電子申請が困難な場合は“申請する分野の担当課（本資料の最後ページ参照）”へご相談ください。

②一次審査（書面審査）

担当課において書面審査を行います。すべての応募団体に対して結果を通知します。

③二次審査（プレゼンテーション審査）

担当課においてプレゼンテーション審査を行います。（応募団体の皆様にプレゼンを行っていただきます。）

④「三浦保」愛基金運営委員会での審査

有識者で構成する基金運営委員会で最終審査（書面審査）を行います。

⑤審査結果・内示通知

担当課から、二次審査を実施した団体に対して結果を通知します。

⑥交付申請

補助金交付申請書を担当課へ提出していただきます。

※事業終了後、担当課に実績報告書を提出していただきます。



○申請時のポイント（評価基準）

- ①各分野の目的に即した活動であるか
- ②活動に新規性、発展性が備わっているか
- ③活動を県下へモデルとして普及させることが可能か
- ④事業実施体制・進行管理・収支予算が適当であるか
- ⑤事業実施団体としての適性はあるか

○申請時のポイント（評価が伸びにくい事例）

事業の意義や団体の強みは、書き方を工夫することで
より伝わりやすくなります！



① 各分野の目的に即した活動ではなかった

【例】

- ・社会福祉に関する活動内容だが、環境分野へ申請していた。
- ・団体の運営や活動基盤の強化が目的となっている。
- ・講演会の講師謝金や旅費が大半を占めている事業であった。

💡 本基金では、「環境保全・自然保護」・「社会福祉の向上」・「教育の振興」のいずれかの分野に位置づけられ、地域課題の解決等につながる事業である必要があります。

② 活動に新規性、発展性が備わっていなかった

【例】

- ・例年と同様の活動内容で、過去の成果を踏まえた新たな工夫や発展的要素が不十分であった。
- ・活動の対象者や方法、効果に新しい視点が含まれていなかった。

💡 活動の継続性を否定するものではありませんが、継続して申請を希望する団体の審査にあたっては、「過去の取り組みの成果をどう活かすか」、「新たな工夫が見受けられるか」を重視しています。従来の活動との違いや、新たに挑戦する視点を申請書にご記載ください。

③ 活動を県下へモデルとして普及していくことが見込めなかつた

【例】

- ・活動の成果や効果が、特定の団体や関係者のみに限定されている。
- ・活動内容が、内部向けの研修や設備整備にとどまり、外部への波及が見えにくい。
- ・関係者以外が事業の成果に触れる（活用する）機会や仕組みが不十分である。

💡 個別の取り組みとして完結するのではなく、県内の他地域や他団体の参考になり、広がっていく可能性があるかという視点を踏まえてご記載ください。

④ 事業実施体制・進行管理・収支予算が不明瞭であった

【例】

- ・事業を円滑に実施するための体制や人員が不十分だった。
- ・役割分担や責任の所在が明確に示されていない。

💡 「誰が」「いつ」「どのように」事業を進めるのか、必要経費がどのような考え方に基づいて計上されているか具体的に記載してください。

⑤ 事業実施団体としての適性が不明瞭であった

【例】

- ・これまでの活動実績や取組内容が示されておらず、経験や知見がどの程度あるか不明瞭であった。
- ・事業目的と団体の設立趣旨やこれまでの活動との関連性が不明瞭であった。

💡 事業内容だけでなく、事業をどのような体制で実施し、継続・発展させていくかという視点も大切です。初めて申請する団体、設立間もない団体においては、これから取り組もうとしている内容や将来の展望が分かるように具体的に記載してください。

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

【環境保全・自然保護分野】

環境・ゼロカーボン推進課

- 電話 089 - 912 - 2346
- Email kankyou@pref.ehime.lg.jp



【社会福祉分野】

保健福祉課

- 電話 089 - 912 - 2386
- Email hokenhukushi@pref.ehime.lg.jp

【教育分野】

教育総務課

- 電話 089 - 912 - 2997
- Email kyouikusoumu@pref.ehime.lg.jp